

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

第1 勾留と在宅の間の中間的な処分

考えられる制度の概要

- 1 勾留と在宅の間の中間的な処分（以下仮に「中間処分」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合において、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、次のアからオまでのいずれにも該当せず、かつ、中間処分を相当と認めるときに限り、することができるものとする。
 - ア 被疑者が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - イ 被疑者が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
 - ウ 被疑者が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
 - エ 被疑者が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - オ 被疑者の氏名又は住居が分からないとき。
- 2 裁判官は、検察官から中間処分の請求を受けたときは、被疑者の陳述を聴いて、被疑者を中間処分に付することができるものとする。
- 3 (1) 中間処分に付されている被疑者は、遵守事項（次に掲げる事項及び(3)により定められる遵守すべき特別の事項をいう。）を遵守しなければならないものとする。
 - ア 裁判官が指定する住居に居住すること。
 - イ 転居、出国又は3日以上の旅（出国する場合を除く。）をするときは、あらかじめ、裁判官の許可を受けること。
 - ウ 第198条第1項本文の規定により出頭を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じること。
- (2) (1)アの指定及び(1)イの許可は、あらかじめ、検察官の意見を聴いてするものとする。
- (3) 裁判官は、中間処分をする場合において、必要があると認めるときは、検察官の意見を聴いて、次に掲げる事項について、被疑者が遵守すべき特別の事項を定めることができるものとする。
 - ア 面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族であって裁判官が指定するものと接触しな

いこと。

イ アに掲げる者の住居，勤務先その他その通常所在する場所又はこれらの周辺の区域であって裁判官が指定するものに立ち入らないこと。

ウ 裁判官が指定する期間ごとに，裁判官が指定する検察庁，警察署その他の官公署に出頭すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか，罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項

(4) 中間処分の期間は，2か月とする。

4 (1) 検察官，検察事務官又は司法警察職員は，中間処分に付されている被疑者について，次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは，被疑者を刑事施設その他の場所に引致することができるものとする。

ア 1アからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。

イ 被疑者が3(1)の遵守事項に違反したとき。

ウ 被疑者が，被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし，又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか，中間処分が相当でなくなったと認めるとき。

(2) (1)の場合においては，検察官は，被疑者に弁解の機会を与え，留置の必要があると思料するときは，48時間以内に裁判官に勾留を請求し，留置の必要がないと思料するときは，直ちに被疑者を釈放しなければならないものとする。

(3) (2)による勾留の請求を受けた裁判官は，(1)アからエまでのいずれかに該当するときは，被疑者を勾留することができるものとする。

【検討課題】

1 中間処分を設ける趣旨・必要性

- 現在の勾留の運用に具体的にどのような問題があるか。
- 中間処分の対象として想定されるのは具体的にどのような場合か。

2 勾留との関係（制度概要1関係）

- ①「考えられる制度の概要」のように，中間処分は，勾留の理由のある被疑者のうち一定の要件に該当するものについてのみ，特に選択し得るものとするか，②勾留は，中間処分によっては罪証隠滅又は逃亡の防止を図ることができない場合に限ってすることができることとする（現行の勾留の要件を改め，補充性を要件とする。）か。

3 中間処分の要件（制度概要1関係）

- 対象事件・被疑者について、「考えられる制度の概要」1アからオまでのいずれかに該当する場合を除外することとするか。
- 相当性の判断において、どのような事情を考慮することとするか。

4 中間処分をする場合の手続（制度概要2関係）

- 検察官が勾留を請求した場合にも中間処分を可能とするか、その場合の理論的根拠をどう考えるか。

5 中間処分の内容（制度概要3関係）

- 全ての対象者が遵守すべき事項として、どのようなものが考えられるか。取調べのための出頭を義務付けることとするか。
- 個々の対象者ごとに必要に応じて定める遵守事項の類型として、どのようなものが考えられるか。
- 遵守事項の遵守をどのようにして担保するか（例えば、罪証隠滅・逃亡に対する制裁を設けることとするか）。

6 勾留への移行（制度概要4関係）

- どのような場合に勾留に移行することとするか。

7 勾留から中間処分への変更

- 勾留中の被疑者について中間処分への変更を可能とするか、その場合の理論的根拠をどう考えるか。

8 起訴後における中間処分の必要性

- 起訴後についても中間処分を設ける必要があるか。
- 保釈制度との関係をどう考えるか。

第2 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定

考えられる規定の概要

1 否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について

A-1案

勾留又は保釈の裁判においては、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを被疑者若しくは被告人に不利益に考慮してはならない。

A-2案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者が公訴事実又は被疑事実の全部又は一部を否認する供述をしたこと、供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことを被告人又は被疑者に不利益に考慮してはならない。

B案

勾留又は保釈に係る判断に当たっては、被疑者又は被告人が被疑事実若しくは公訴事実を認める旨の供述若しくは陳述をせず、又は検察官請求証拠について刑訴法第326条の同意をしないことのみを理由として、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると認めてはならない。

2 身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項について

A-1案

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、できる限り、被疑者の身体拘束を避け、身体を拘束する必要がなくなったときは直ちに釈放することに努めなければならない。

A-2案

勾留又は保釈の裁判においては、被告人又は被疑者の身体を拘束する必要性の程度並びにその身体を拘束することにより被告人又は被疑者が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認める場合に限り、その身体を拘束を継続することができる。

B案

被疑者又は被告人の勾留については、その社会生活上の重要な利益を不当に害しないように留意しなければならない。

【検討課題】

- このような指針規定を設ける必要性があるか。
- 指針規定の法律上の効果はどのようなものか、これに違反した場合には

どのような効果が生じるか。

- 指針規定を設けることにより現行の運用にどのような影響が及ぶこととなるか。
- 刑事手続に関する諸原則とどのような関係に立つか。
- 「考えられる規定の概要」1及び2について、各規定案のデメリットを踏まえ、他に適切な規定があり得るか。